

経済要録

国 内

◆ 「確定給付企業年金法」の成立

6月8日、参議院本会議において、「確定給付企業年金法案」が可決され、成立した（6月15日公布、平成14年4月1日施行）。その概要是以下のとおり。

確定給付企業年金制度の概要

確定給付型の企業年金について、受給権保護等を図る観点から、労使の自主性を尊重しつつ、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行う。これにより、公的年金を土台としつつ、確定拠出年金と相まって、国民の自助努力を支援する仕組みを整備する。

1. 制度の枠組み

(1) 企業年金の新たな形態として、規約型（労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立）と基金型（厚生年金の代行のない基金）を設ける。

(2) 老齢給付を基本とし、障害給付、遺族給付も行うことができるとしている。

(3) 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。

(4) 税制上の措置

- ・拠出時：事業主拠出は損金算入、本人拠出は生命保険料控除の対象
- ・運用時：特別法人税を課税（ただし、平成14年度まで凍結）
- ・給付時：年金の場合は公的年金等控除の対象とし、一時金の場合は退職所得課税を適用（老齢給付）

2. 受給権保護のための措置

(1) 積立義務：将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定する。

(2) 受託者責任の明確化：企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化する。

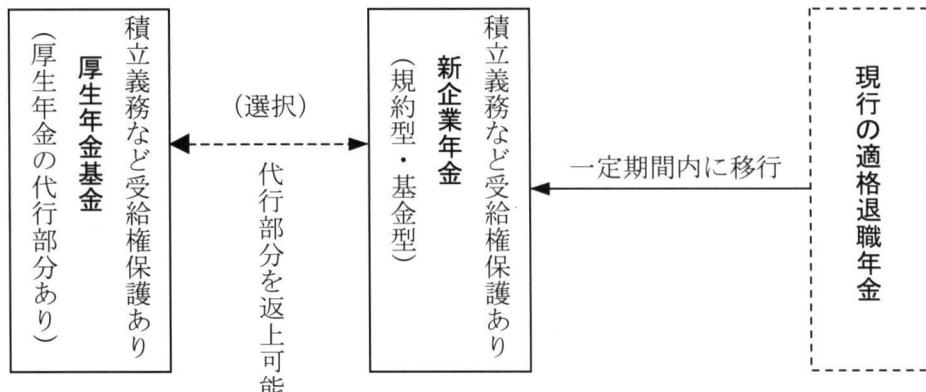
(3) 情報開示：事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う。

3. その他

(1) 厚生年金基金について、代行を行わない新企業年金への移行を認める。
代行返上の際には、一定の条件の下に現物による返還を認める。

(2) 適格退職年金については、経過措置を講じて、10年以内に企業年金制度等へ円滑に

移行できるようにする。



◆金融庁、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」を公表

金融庁は、6月11日、「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について」を公表した。その内容は以下のとおり。

資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について

今回の緊急経済対策（平成13年4月6日経済対策閣僚会議）において、不良債権のオフバランス化に関し、「資本増強行のフォローアップにおける考え方の明確化」として「不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準（ROE）又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方（いわゆる3割ルールの適用）について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を

踏まえ、その明確化を図る」とされたところである。

いわゆる3割ルールの適用を含め、資本増強行の経営健全化計画の履行を確保するための行政上の措置については、金融再生委員会が策定・公表を行った「資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について」（平成11年9月30日）において、行政上の措置の発動に関する方針（以下「方針」）が定められているところであるが、緊急経済対策を受けて、不良債権の積極的な処理により当期利益の実績が経営健全化計画の計画値を3割以上下回っている場合等について、以下のとおり「方針」の明確化を図る。

1. 当期利益の実績が経営健全化計画の計画値より3割以上下回っている場合の対応は、次を基本とする。

- (1) 「方針」に沿って、銀行法第24条に基づき相当程度乖離している理由及び代替措置等の報告を求める。当該報告について代替

措置が真に実効性のあるものか否か精査し、「方針」に沿って所要の対応を図るものとする。

(2) 上記銀行法第24条に基づく報告の中で、

- ① 業務純益ROEの計画値が概ね達成されていること、
- ② 当期利益の下振れの大きな要因が、不良債権の積極的な処理、特にオフバランス化の推進に係るものであること、
- ③ 剰余金の減少を回復するための方策が示され、公的資金の消却等が当初見込み通り可能となること（経営健全化計画の見直し）、

が明らかにされた場合には、まずは、見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視していくこととする。

なお、この①～③の内容については、早期健全化法第5条に基づき報告を求め、これを公表するものとする。（下記2.3.において同じ。）

2. 当期利益の実績が経営健全化計画の計画値より3割以上下回り、かつ、市場の信認が低下したと認められた場合の対応は、次を基本とする。

(1) 「方針」に沿って、銀行法第24条に基づき相当程度乖離している理由及び代替措置等の報告を求める。当該報告について代替措置が真に実効性のあるものか否か精査し、「方針」に沿って所要の対応を図るものとし、必要に応じ、銀行法第26条に基づく業務改善命令等の行政上の措置の発動も検討する。

(2) 上記銀行法第24条の報告の中で、

- 上記①②及び、
- ③ 剰余金の減少を回復し、公的資金の消却等が当初見込み通り可能となること及び、市場の信認を回復させるための方策（経営健全化計画の見直し）、が明らかにされた場合には、まずは、見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視していくこととする。

3. 公的資金により引き受けた優先株式に所定の配当がなされないときの対応は、次を基本とする。

(1) 「方針」に準じ、銀行法第24条に基づき配当がなされない理由及び、剰余金を回復し、公的資金の消却等が当初見込みどおりなされることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求める。当該報告について抜本的収益改善策等が真に実効性のあるものか否か精査し、更に、銀行法第26条に基づき、経営全般にわたる抜本的収益改善策等やその確実な実施に向けた責任ある経営体制の確立等を含む計画の提出を求め、その計画を実行する業務改善命令の発動も検討するものとする。

(2) 上記銀行法第24条による報告の中で、1.

- 2. の①～③が明らかにされるとともに、特に、③に関して、その実効性を十分担保するような抜本的収益改善策等が示される場合には、まずは、見直し後の経営健全化計画の履行状況等を注視していくこととする。

(3) 優先株式に所定の配当がなされないことでにより復活する株主総会における議決権に

については、上記（1）（2）の考え方に対し、また、提案された定時総会の議案が優先株主に最大限配慮されたものとなっているか等の観点から、厳正かつ適切に行使することとする。

4. なお、上記1. 2. の②「当期利益の下振れの大きな要因が、不良債権の積極的な処理、特にオフバランス化の推進に係るものであること」を満たすものと判断されるためには、以下のような理由に基づく合理的な説明がなされる必要がある。

(1) 当期利益の下振れが、破綻懸念先以下の債権のオフバランス化につながる措置、具体的には民事再生法、会社更生法等による法的整理、私的整理、債権の流動化等によるものが大きいと認められること。

(2) あるいは、積極的な不良債権処理と評価しうるその他の特段の事情があること。

(注) なお、協同組織金融機関についても、上記の趣旨を踏まえた対応を行うものとする。

◆ 日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、6月15日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、6月18日に公表したほか、4月25日およ

び5月17、18日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを6月20日に公表した。

記

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

当面の金融政策運営について

平成13年6月15日
日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆ 「短期社債等の振替に関する法律」および「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」の成立

6月20日、参議院本会議において、「短期社債等の振替に関する法律案」および「株券等の

保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案」が可決され、成立した（6月27日公布、平成14年4月1日施行。その概要については、『日本銀行調査月報』2001年7月号「経済要録」参照）。

◆ 「商法等の一部を改正する等の法律」の成立

6月22日、参議院本会議において、いわゆる金庫株制度の解禁を柱とする「商法等の一部を改正する等の法律案」が可決され、成立した（6月29日公布）。その概要は以下のとおり。

商法等の一部を改正する等の法律案の概要

一 自己株式の取得及び保有制限の見直し

1. 自己株式の取得

(1) 取得の範囲

会社は、定時総会の決議をもって、配当可能利益及び法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結の時までに取得できる自己株式の種類、総数及び取得価額の総額を定め、これに基づいて自己株式を取得することができる。

(注) 法定準備金については、株主総会の決議及び債権者保護手続を経て、その減少手続をした上でなければ、これをもって自己株式を取得することはできない。

(2) 取得の方法

市場価格のある株式は、原則として、市場取引又は公開買付けによるが、売主につき株主総会の特別決議を経、他の株主にも売主になる機会を与えれば、市場価格のない株式と同様に、相対取引によることもできる。

(3) 取締役の責任

取締役は、営業年度の終わりにおいて資本の欠損が生じるおそれがあるときは、自己株式の買受けをすることができない。

営業年度の終わりに欠損が生じたときは、自己株式を買い受けた取締役等は、その欠損額等を上限として賠償責任を負う。ただし、取締役等が注意義務を怠らなかったことを証明すれば、その責任を負わない。

2. 自己株式の保有

会社は、取得した自己株式を、期間、数量等の制限なく保有することができる。

3. 自己株式の処分等

(1) 自己株式の消却

保有する自己株式については、取締役会の決議により消却することができる。

(2) 自己株式の処分

ア 保有する自己株式については、代用自己株（合併等の際に発行する新株に代わるもの）として利用することができる。

イ 取締役会決議により自己株式を処分することができる。この場合には、新株発行の規定を準用する（この規定による自己株式の処分は、平成14年4月1日から行うことができる。）。

(注) 市場売却を認めるかどうかについては、インサイダー取引及び相場操縦に関する実効性のある規制の可否等と併せてなお検討する。

二 株式の単位の見直し

1. 会社設立時の制限の撤廃

会社の設立に際して発行する株式の発行価額

が5万円を下ることのできないとの規制を撤廃する。

2. 株式分割時の制限の撤廃

株式の分割に際して、額面総額が資本額を超えることができないとの制限及び分割後の1株当たりの純資産額が5万円を下ることができないとの制限を撤廃する。

3. 額面株式の廃止

額面株式の制度を廃止し、無額面株式に統一する。

4. 単位株制度の廃止

株式の大きさを引き上げるための暫定的かつ過渡的な制度として導入された単位株制度を廃止する。

5. 単元株制度の創設

会社は、定款で一定の数の株式をもって1単元の株式とする旨を定めることができることとし、この場合には、1単元の株式につき、1個の議決権を有する。

6. 端株制度の整備

端株券の廃止等端株制度を整備する。

◆「農業協同組合法等の一部を改正する法律」および「農林中央金庫法」の成立

6月22日、参議院本会議において、いわゆる農協改革2法案（「農業協同組合法等の一部を改正する法律案」および「農林中央金庫法案」）が可決され、成立した。改正内容のうち、信用事業に関する部分の主なポイント

トは、以下のとおり。

農協系統の信用事業の見直し

農家組合員が安心して貯金できる、破綻することのない農協系統信用事業を確立するため、農協系統の総合力を結集し、農協・信連・農林中金が全体として「ひとつの金融機関」として機能するような、新たな農協金融システムを構築する。

1. 農林中金の見直し（農林中央金庫法の全部改正）

- ① 大正12年制定のカタカナの法制度を現代的な法制度に改める。
- ② 農林中金は、農協・信連等を会員とする農林漁業者の協同組織の金融機関であることを明記する。
- ③ 農林中金に会員の代表等から成る経営管理委員会を置くとともに、職務に専念する金融専門家から成る理事会を置く。
- ④ 農林中金の業務範囲を拡大する。
(これまで貸出先業種を限定列挙していたが、業種限定のない貸出を一定の範囲で認める)

2. 新たな農協金融システムの構築（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正）

- ① 農林中金は、経営管理委員会及び総代会の承認を受けて、農協金融の再編と強化に関する基本方針（問題のある農協・信連を早期に発見して早期に経営改善と組織統合による是正をするための自主ルール）を策定する。
- ② 農林中金は、①の基本方針に即し、かつ、経営管理委員会の承認を受けて、農協・信

連の信用事業について指導を行う。

その際、農協中央会・信連・行政等と連携・協力する。

③ 農林中金の指導に基づく経営改善・組織統合を行う上で必要な場合には、農協系統の自主的な積立財源（指定支援法人）から資金面での支援を行う。

この積立てについては、税制上の損金算入を行う。

◆ 「確定拠出年金法」の成立

6月22日、参議院本会議において、「確定拠出年金法案」が可決され、成立した（6月29日公布、10月1日施行）。その概要は以下のとおり。

確定拠出年金制度の概要

1. 確定拠出年金とその必要性

○ 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。

○ 現行の企業年金等は、給付額が約束されるという特徴があるが、一方、以下のような問題点があり、公的年金に上乗せされる部分における新たな選択肢として、確定拠出年金を導入することが必要。

- ・ 現行の企業年金等は中小零細企業や自営業者に十分普及していない。
- ・ 転職時の年金資産の移管が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難。

2. 制度の概要

○ 本制度は、加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

(1) 対象者（制度に加入できる者）及び拠出限度額

イ. 企業型年金（企業拠出のみ）

—— 企業の従業員

ロ. 個人型年金（加入者拠出のみ）

—— 自営業者等

—— 企業の従業員（企業の支援のない者に限る）

ハ. 年齢は60歳未満の者

ニ. 企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛金を拠出。

(2) 運用

イ. 加入者が運用指図を行う。

ロ. 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。

ハ. 3つ以上の商品を選択肢として提示するなどの基準を設定。

(3) 転職の場合の年金資産の移換

イ. 資産残高（掛金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理。

ロ. 加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

(4) 給付

イ. 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金又是一時金として受給できる。

ロ. 制度に加入し得ない者となったときは、拠出年数が3年以下である場合に、脱退一時金を受給できる。

ハ. 老齢給付金については、最初の拠出から 10 年以上経過している場合は 60 歳から受給可。10 年経過していない場合も、遅くとも 65 歳から受給可。

(5) 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

(6) 税制

- | | |
|---------|------------------------------------|
| イ. 拠出段階 | 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。 |
| ロ. 運用段階 | 年金資産に特別法人税を課税(平成 14 年度まで凍結)。 |
| ハ. 給付段階 | 年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。 |

た場合の追加的な監査の実施等を義務づけた。

2. 繼続企業の前提(ゴーイング・コンサーン)への対処

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象を明確化し、その事象が存在する場合には、経営者がその内容や経営計画等を財務諸表に注記することを前提として、監査人が注記の適切性を検討する。また、適正意見を表明する場合も監査報告書において投資者に情報提供を行うこととした。

3. リスク・アプローチの徹底

一定の監査手続を実行するのみならず、企業活動等の評価を通じて重要点に応じて監査を行うという、リスク・アプローチによる監査の実施を徹底した。

4. 新たな会計基準等への対応

新たな会計基準の導入や IT を利用した新たな形態の取引等に対して、取引の実質に着目した適切な判断を求ることとした。

5. 監査報告書の充実等

適正意見や不適正意見の判断規準を示した。また、監査報告書において、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて監査をしたことを明確にする等、国際的基準で求められている記述を我が国でも求ることとした。

◆政府、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定

政府は、6 月 26 日、経済財政諮問会議が同月

◆企業会計審議会第二部会、「監査基準の改訂に関する意見書(公開草案)」を公表

企業会計審議会第二部会は、6 月 22 日、「監査基準の改訂に関する意見書(公開草案)」を公表した。そのポイントは以下のとおり。

○ 改訂の方針

- ・監査基準を全面的に改訂
- ・改訂に当たっては、国際監査基準及び米国監査基準の動向をも考慮

○ 改訂のポイント

1. 不正発見の姿勢の強化

職業的懐疑心の保持、不正が存在する可能性も踏まえた監査計画の策定、不正を発見し

21日に答申した「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）を閣議決定した。その概要是以下のとおり。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針概要

新しい成長産業・商品が不斷に登場する経済の絶え間ない動きを「創造的破壊」と呼びます。創造的破壊を通して、効率性の低い部門から効率性や社会的ニーズの高い成長部門へヒトと資源を移動します。これが経済成長の源泉です。

創造的破壊としての聖域なき構造改革は、その過程で痛みを伴うこともありますが、構造改革なくして真の景気回復、すなわち持続的成長はありません。

おそれず、ひるまず、とらわれず

まず、不良債権問題を2～3年内に解決することを目指します。それと同時に、構造改革のための7つの改革プログラムをパッケージで進めます。したがって、今後2～3年は日本経済の集中調整期間です。短期的には低い経済成長を甘受しなければなりませんが、その後は経済の脆弱性を克服し、民需主導の経済成長が実現されるでしょう。

そこでは、国民が自信と誇りに満ち、努力した者が夢と希望をもって活躍し、市場のルールと社会正義が重視されます。また、それは誰もが豊かな自然と共生し、安全で安心に暮らるとともに、世界に開かれ、外国人にとっても魅力を感じる社会でなければなりません。

新世紀維新が目指すのは、このような社会です。

経済の重荷を除く

I 経済再生の第一歩～不良債権問題の抜本的解決

- 不良債権の処理を急ぎます。
 - ・新たな不良債権がなぜ生まれるのか、担保となる土地の価格はどのように動いているのかを正確に把握します。
 - ・新たな指標（不良債権比率など）も参考に、不良債権問題全体の改善状況の的確な把握に努めます。
 - ・銀行の不良債権のオーバランスシート化を確実に実現します。
- 不良債権処理の影響に備えた雇用対策を行います。
 - ・新規分野を含むサービス分野での雇用機会の創出や、労働市場の構造改革などにより雇用機会を拡大します。（試算によれば5年間で介護・子育て・住宅関連など530万人が期待できます。）
 - ・自分にあった仕事を見つけるための転職や自己啓発を支援します。（いわゆるコミュニティー・カレッジを強化し、職業能力評価システムを整備します。）
 - ・市場における敗者復活を支援し、真の弱者を保護します。（たとえば失業期間中の住宅ローン負担・教育負担に対して支援します。）
- 安定した金融システムを構築します。

Ⅱ 聖域なき構造改革～7つの改革プログラム

経済社会の活性化のために

努力した人が夢と希望をもてる社会

1. 民営化・規制改革プログラム～民間が自由に経済活動を行える社会

- 国民の利益の観点に立った特殊法人等の見直し、民営化を強力に推進し、補助金等を削減します。
- 郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本的見直しなどにより民間部門の活動の場と収益機会を拡大します。
- 社会の複雑化、多様化、国際化、事前規制型から事後チェック型行政への移行に対応し、司法制度を見直します。
- 医療、介護、福祉、教育などの分野に競争原理を導入します。
- 民間の自由な経済活動を阻害する規制を撤廃します。

2. チャレンジャー支援プログラム～「頑張りがいのある社会システム」

- 頑張れ投資家！頑張れ起業家！！税制を含めた諸制度のあり方を検討します。（預貯金中心から、株式などへの投資優遇、創意工夫に基づいた起業・創業の重要性）
- I T革命を推進します。

豊かな生活とセーフティーネットを充実するために

3. 保険機能強化プログラム～国民の「安心」と生活の「安定」

- 社会保障制度を分かり易く、信頼されるものにします。（個人レベルで社会保障の給付と負担が分かるようなしくみを目指します。）
 - 将来にわたり信頼できる年金制度を作ります。（就労形態・個人のライフサイクルの多様化等への対応）
 - 国民皆保険と医療機関へのフリーアクセスの下、医療について質を落とさずコストを下げます。（「医療サービス効率化プログラム（仮称）」を策定します。：医療サービスの標準化と診療報酬体系の見直し等）
 - 医療費、特に高齢化の進展とともになる老人医療費について、その伸びを経済の動向と大きく乖離しないよう抑えます。
- ##### 4. 知的資産倍増プログラム～「個人の選択の自由の下での人材育成」
- 人材大国と科学技術創造立国を実現するために、知的資産を倍増します。（ライフサイエンス、I T、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野への戦略的重點化）
 - やる気のある個人を支援します。（奨学金の充実、教育を受ける個人に対する自助努力を支援する施策、社会人に対する自己啓発の支援）
 - 民間からの教育研究資金の流入を活発化します。

5. 生活維新プログラム～「のびのびと働き、生活できる基盤整備」

- 職場と住まいが近くにある街づくりをします。（多機能高層都市プログラムの推進）
- 働く女性にやさしい社会を構築します。（税や社会保障制度の個人単位化、保育所待機児童をゼロに）
- 高齢者などが年齢等にかかわりなく働きやすく暮らしやすい環境を整備します。（バリアフリー化の推進）
- ごみゼロと脱温暖化、自然との共生を通じ、地球と共生する「環の国」を目指します。
- 国民の安全（人の生命、健康に関わる良質な環境や食料などの確保を図るヒューマン・セキュリティ、安全な国土）と治安を確保します。

政府機能を強化し、役割分担を抜本的に見直すために

6. 地方自立・活性化プログラム～地方ができることは地方に

- 個性ある地方の発展を！（すみやかな市町村の再編、地方財政の立て直し）
- ストップ、国の手出し、口出し！（国庫補助負担金の整理合理化、地方交付税制度の見直し、地方税の充実確保により地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形に）
- 地方の活性化を図ります。

○ 「美しい日本」を維持、創造します。（都市と農山漁村の共生と対流、観光交流、おいしい水、きれいな空気に囲まれた豊かな生活空間の確保）

○ 農林水産業の構造改革を推進します。（食料自給率の向上等に向けた意欲と能力のある経営体への施策の集中）

7. 財政改革プログラム～21世紀にふさわしい簡素で効率的な政府の実現

- 予算の硬直性を打ち破れ！ハードからソフトへ
特定財源の見直し、「公共事業」と「非公共事業」の区分にとらわれない予算配分、公共事業関係の長期計画の見直し

III 信頼の政治を実現するために～

政策プロセスの改革～分かりやすい政治を

- 政治により多くの国民の声を！（首相公選制の検討、オープン・ソース方式の採用やタウン・ミーティングなどによる国民対話）
- 政策がどのようにつくられるか、透かして見えるようにします～財政システムと予算編成プロセスの刷新
 - (ア) 地方の一般会計（普通会計）、特別会計、財政投融资、国・地方間の財政移転、特殊法人との間の資金移転などについて説明責任を果たし、透明性を高めます。
 - (イ) 実施事業を客観的に評価し、決算や評価結果を予算・計画などに反映させます。
 - (ウ) 特殊法人について、「行政コスト計算書」を導入します。

- まず政策、そして重点分野を絞り込んだ予算編成
 - ①循環型経済社会の構築など環境問題への対応、②少子・高齢化への対応、③地方の個性ある活性化、まちづくり、④都市の再生—都市の魅力と国際競争力、⑤科学技術の振興（ライフサイエンス等の4分野への重点化等）、⑥人材育成、教育、⑦世界最先端のＩＴ国家の実現

IV 中長期の経済財政運営と平成14年度経済財政運営～

「躍動の10年」へ

まず国債発行30兆円以下を目指として

- 民間経済、金融、財政の構造改革を強力に実施することによって、日本経済は、「停滞の10年」を抜け出し、「躍動の10年」を展望します。
- 平成14年度予算では、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とします。その後、今年必要な国債費以外の歳出は税収で賄えるようにすることを目指します。（プライマリーバランスの黒字化）
- 金融政策については、機動的な量的緩和政策をとることが期待されます。

◆金融審議会金融分科会第二部会、「銀行の株式保有に関する報告」を公表

金融審議会金融分科会第二部会は、6月26日、「銀行の株式保有に関する報告」を公表した。

◆金融審議会金融分科会第二部会、「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」を公表

金融審議会金融分科会第二部会は、6月26日、「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」を公表した。

◆金融庁、「銀行保有株式取得機構（仮称）について」を公表

金融庁は、6月26日、「銀行保有株式取得機構（仮称）について」を公表した。その内容は以下のとおり。

銀行保有株式取得機構（仮称）について

銀行保有株式取得機構（仮称）については、緊急経済対策（平成13年4月6日）において、「銀行の保有する株式の価格変動リスクを銀行のリスク管理能力の範囲内に留めることにより、銀行経営の健全性が損なわれないことを担保するため、株式保有制限の在り方に関する制度整備を行う必要がある。（中略）こうした施策に伴う銀行の株式放出が短期的には株式市場の需給と価格形成に影響し、株価水準によっては金融システムの安定性や経済全般に好ましくない影響を与える可能性もあり、こうした観点から公的な枠組みを用いた一時的な株式買取りスキームを設けることとする。」とされたことを踏まえ、金融庁において鋭意検討を進めてきた。これまでの各方面のご意見を踏まえ、以下のとおり、金融庁としての考え方を取りまとめた。

1. 機構の組織・運営

(1) 銀行保有株式取得機構（以下「機構」と

いう。)は、法律に基づき銀行等からの拠出により設立される法人とする。

(2) 機構の会員は、銀行(信託銀行を含む)、長期信用銀行、農林中央金庫及び信金中央金庫とする。

(3) 機構への拠出金は、当初拠出金(優先拠出金)と劣後拠出金とする。

当初拠出金(優先拠出金)は基本的に機構の運営経費に充当するものとし、100億円を目指して、全会員が拠出する(5年間にわたり分割で納入することも認められる)。なお、運営経費に不足が生じた場合には、全会員が追加的に拠出する。

劣後拠出金は、機構を利用する会員がその利用に応じて負担する(下記2.(5)の方法による売却額の8%)。

(4) 機構の運営は、基本的には、銀行界から選出した役職員が行う。

(5) 国は公的支援を行うために必要な関与をする。

2. 株式買取等に関するスキーム

(1) 機構への株式売却は任意とする。また、機構の買取価格は時価とする。

(2) 機構による株式買取期間は、5年を目処とする。

(3) 機構による株式買取においては、証券市場の構造改革に資する観点から、E T F(上場投信)・投資信託の組成のための買取や

発行会社による自社株取得を念頭に置いた買取を積極的に行う。

(4) E T F等の組成のための買取等に当たっては、

- ・機構の株式保有期間を極力短縮化することにより、二次ロスの発生を可能な限り回避する。
- ・買取資金は株式を売却した会員が負担することとし、政府保証は付さない。
- ・損益は機構の一般勘定(仮称)において経理し、仮に二次ロス・ゲインが発生した場合には、全て株式を売却した会員に帰属させる。

(5) それ以外の買取に当たっては、

- ・機構がセーフティネットとしての機能を果たす観点から、定例的な買取日を設定(月一回程度)するが、実際に買取を行うかどうかについては、具体的なニーズの有無や市場動向等を見て機構が決定する。
- ・買取対象株式は一定の要件を満たすものに限定する。
- ・買取資金は民間金融機関からの借入で賄う(当該借入には政府保証を付することができる)こととする。
- ・買取限度額即ち政府保証枠は、当面2兆円を予定する(機構設立後の銀行等の市場及び機構への株式売却動向等を踏まえ、必要があれば見直しを行う)。
- ・買取株式の管理は信託銀行に委託する。
- ・損益は機構の特別勘定(仮称)において経理する。

(注)株式保有に係る上限規制に伴って、2004年までに銀行等から放出される株式は、13~14兆円と

見込まれる。なお、平成 12 年度における主要行の市場での売却実績は約 3.1 兆円。

3. 機構解散時の取扱い

- (1) 機構の存続期間は、買取期間を含め最長 10 年とするが、買取株式を全額売却した場合には速やかに解散する。
- (2) 機構が上記 2. (5) の買取を行った場合において、解散時に損失が生じているときは、まず、劣後拠出金を充当する。
- (3) 上記により全ての損失を補填できない場合には、機構解散時における当初拠出金（優先拠出金）の残額を充当する。更に不足がある場合には、政府が全額補填する。
- (4) 機構が上記 2. (5) の買取を行った場合において、解散時に収益が生じているときは、原則として、機構解散時における当初拠出金（優先拠出金）の残額及び劣後拠出金を返還するとともに、上記 2. (5) の方法による売却会員に対して当該方法による売却額の最大 8 % の配当を行う。
- (5) 上記の配当を行っても更に剩余がある場合には、当初拠出金（優先拠出金）から運営経費に充当した額を控除した額の範囲内で、当初拠出金（優先拠出金）の配当に充てる。更に剩余がある場合には、国庫に全額納付する。

4. その他

- (1) 上記のスキームを基に、今後、関係各方

面のご意見を踏まえ、銀行保有株式取得機構（仮称）についての政府案を決定する。

- (2) 税制上の措置については、上記の政府案を決定する過程で、引き続き検討することとする。
- (3) 今後、所要の法律案を国会に提出し、法律案成立後に、所要の準備を経た上で、機構を設立する。

◆円の国際化推進研究会、報告書を公表

円の国際化推進研究会は、6 月 27 日、報告書を公表した。その要旨は以下のとおり。

円の国際化推進研究会報告書（要旨）

I. 外為審答申のフォローアップ

- ・円の国際化推進研究会は、1999 年 4 月の外為審答申のフォローアップ及び円の国際化推進に必要な施策等について調査・研究を行うため、同年 9 月発足、以後 11 回開催。
- ・外為審答申以降、円の国際化の推進に向けた各種施策を順次実施。

II. 最近の円の国際化の進展状況

- ・円の国際化については、外為審答申以降、一部には進展があるものの、全体としては状況は変わらず。
- ・円の国際化が進んでいない背景は、日本経済に対する信認の問題、円利用に対するニーズの低さ等。
- ・国際取引の通貨選定を決定する要因は経済合

理性にあり、その結果としてドル建てでの取引が一般的となっているが、内外の経済状況の変化に伴い、ドル利用を前提とした制度・慣行を見直し、円使用の可能性を探求する機運が高まっていることは注目に値。

III. 今後の円の国際化

- ・円が国際通貨として広く受け入れられていくためには、日本経済・金融システムの再生と一層の市場開放、円の利便性向上に向けた環境整備の推進が不可欠。
- ・国際取引の多くがドル建で行われる背景として、企業の現場における「円の国際化」の必要性・中長期的なメリットに対する理解の欠如が指摘されており、経営方針として通貨建て選定慣行の見直し・取引の円建て化が企業の現場に浸透していくことを期待。
- ・アジア諸国の関心は、自国の持続的成長のための域内貿易・資本取引の促進。各国の為替制度、貿易・資本取引における円の役割の見直しを、地域協力の枠組みの中で議論することが適当。域内協力が進展していく中で、円利用の一層の促進に向けた構造変化がもたらされる可能性。
- ・円の国際化は、アジア地域の通貨・経済の安定を通じて世界の通貨・経済の安定に貢献し、ひいては日本経済の安定に寄与するものであり、長期的に、粘り強く取り組んでいくことが重要。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、6月28日、政策委員会・金融政

策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成13年7月～12月の金融政策決定会合の開催予定日を別添2のとおり公表することを承認した。

記

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添1)

当面の金融政策運営について

平成13年6月28日
日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添 2)

平成 13 年 6 月 28 日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成 13 年 7 月～12 月）

	会合開催	金融経済月報公表 ^(注) （議事要旨公表）	
13 年 7 月	7 月 12 日<木>・13 日<金>	7 月 16 日<月>	（8 月 17 日<金>）
8 月	8 月 13 日<月>・14 日<火>	8 月 15 日<水>	（9 月 25 日<火>）
9 月	9 月 18 日<火>・19 日<水>	9 月 20 日<木>	（11 月 1 日<木>）
10 月	10 月 11 日<木>・12 日<金> 10 月 29 日<月>	10 月 15 日<月> —	（11 月 21 日<水>） （12 月 4 日<火>）
11 月	11 月 15 日<木>・16 日<金> 11 月 29 日<木>	11 月 19 日<月> —	（12 月 25 日<火>） 未定
12 月	12 月 18 日<火>・19 日<水>	12 月 20 日<木>	未定

（注）「経済・物価の将来展望とリスク評価（2001 年 10 月）」は、10 月 29 日<月>の金融政策決定会合で審議・決定のうえ、10 月 30 日<火>に公表の予定。

◆日本銀行、「『日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準』の一部改正等に関する件」を公表

日本銀行は、6 月 28 日、「『日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準』の一部改正等に関する件」を公表した。その内容は以下のとおり。

「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件

平成 13 年 6 月 28 日
日本銀行

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、電子貸付（手形または証書を用いることな

く日本銀行金融ネットワークシステムにより行う当座貸越以外の資金の貸付けをいう。）の実施等に伴い、「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」（平成 10 年 6 月 23 日決定）の一部改正等に関し下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」を別紙 1. のとおり一部改正すること。

2. 上記 1. の改正に伴い、関連諸規程を別紙 2. のとおり一部改正すること。

3. 上記 1. および 2. の実施日は、次のとおりとすること。

（1）別紙 1. の 1. 中、4. の改正については、平成 13 年 7 月 1 日から実施する。

（2）その他の改正については、本日から実施する。

（注）電子貸付にかかる取引の開始日は、日本銀行が別に定める平成 13 年 12 月末までの日とします。

別紙 1.

「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」中一部改正

1. 「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」を横線のとおり改める。

日本銀行の当座預金取引または貸出取引、
当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引
取引の相手方に関する選定基準

1. ~ 3. 略（不变）

4. 日本銀行の当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方は、日本銀行の当座預金取引の相手方である金融機関等のうち、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引を開始したい旨申出た者で、日本銀行が当該申出に応じることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。ただし、商業手形割引の取扱い停止に伴い、新たな手形割引取引の相手方の選定は、停止するものとする。

5. 日本銀行の電子貸付取引（手形または証書を用いることなく日本銀行金融ネットワークシステムにより行う当座貸越以外の資金の貸付けにかかる取引をいう。以下同じ。）の相手方は、日本銀行の当座貸越取引および手形貸付取引の相手方である金融機関等のうち、電子貸付取引を開始したい旨申出た者で、日本銀行が当該申出に応じることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

2. 別表中、「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」とあるのは、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」に改める。

別紙2.

関連諸規程の一部改正

次の諸規程において、「日本銀行の当座預金取引、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方に関する選定基準」とあるのは、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」に改める。

1. 「日中当座貸越基本要領」（平成12年10月17日決定）
2. 「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」（平成12年10月17日決定）

◆日本銀行、「『補完貸付制度基本要領』の一部改正について」を公表

日本銀行は、6月28日、「『補完貸付制度基本要領』の一部改正について」を公表した。その内容は以下のとおり。

「補完貸付制度基本要領」の一部改正について

平成13年6月28日
日本銀行

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、補完貸付制度に基づく貸付けの方法を手形貸付から電子貸付に変更し、その担保を手形買入の担保等と共に利用できる根担保とするために、「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日決定）を（別紙）の

とおり一部改正することを決定しましたので、
お知らせします。

「補完貸付制度基本要領」中一部改正

○ 2. (1) を横線のとおり改める。

- (1) 貸付先となる条件は以下のとおりとする。
イ、略（不变）
ロ、本行本支店の手形貸付電子貸付取引先で
あること
ハ、略（不变）

○ 7. (1) を横線のとおり改める。

- (1) 適格担保を貸付先から予め差入れさせる
受入れるものとする。

○ 8. (2) を横線のとおり改める。

- (2) 貸付けの方式は、手形貸付電子貸付とする。

○ 附則（3）を削る。

(附則)

- (1) この一部改正は、平成 13 年 12 月末ま
での総裁が別に定める日（以下「実施日」
という。）から実施する。
- (2) 実施日の前営業日において補完貸付制
度における貸付先として承認されており、
かつ、実施日において電子貸付取引先で
ある先については、実施日に、改正後の
補完貸付制度基本要領に基づき、貸付先
として承認したものとして取扱う。
- (3) (2) の承認にかかる次の更新は、
補完貸付制度基本要領 2. (2) にかか
わらず、平成 14 年 8 月を目処に行うもの
とする。
- (4) 実施日の前営業日までに実行された補
完貸付制度に基づく手形貸付に関する取
扱いは、実施日以降においても、なお従
前の例によるものとする。

◆現行金利一覧

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.25	13. 3. 1 (0.35)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28 (1.500)
長期プライムレート	1.55	13. 7. 10 (1.60)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

		発行条件	(13年7月13日現在) 改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り (%)	〈7月債〉 <u>1.124</u>	〈6月債〉 1.268
	表面利率 (%)	<u>1.2</u>	1.3
	発行価格 (円)	<u>100.68</u>	100.28
政府短期証券	応募者利回り (%)	〈13年7月9日発行分～〉 <u>0.0188</u>	〈13年7月2日発行分～〉 <u>0.0289</u>
	発行価格 (円)	<u>99.9952</u>	<u>99.9927</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	〈7月債〉 <u>1.256</u>	〈6月債〉 1.385
	表面利率 (%)	<u>1.2</u>	1.3
	発行価格 (円)	<u>99.50</u>	99.25
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	〈7月債〉 <u>1.267</u>	〈6月債〉 1.400
	表面利率 (%)	<u>1.2</u>	1.4
	発行価格 (円)	<u>99.40</u>	100.00
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	〈7月債〉 <u>0.650</u>	〈6月債〉 0.700
	表面利率 (%)	<u>0.65</u>	0.70
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	〈7月後半債〉 0.100	〈7月前半債〉 0.100
	同税引後 (%)	0.090	0.090
	割引率 (%)	0.09	0.09
	発行価格 (円)	<u>99.91</u>	99.90

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海 外

◆バーゼル銀行監督委員会、「『自己資本に関する新しいバーゼル合意』の作業状況について」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、6月25日、「『自己資本に関する新しいバーゼル合意』の作業状況について」（原題： Update on the New Basel Capital Accord）を公表した（プレス・リリースの仮訳は『日本銀行調査月報』2001年7月号参照）。